

岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター医療情報システム構築業務調達仕様書案に係る第2回意見招請に関するお知らせ

次のとおり、岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター医療情報システム構築業務調達仕様書案に対する意見を招請します。

令和7年10月9日

岩手県医療局長 小原 重幸

1 件名

岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター医療情報システム構築業務調達 一式

2 提出方法

- (1) 提出期限 令和7年11月7日(金)正午まで
- (2) 提出先 岩手県盛岡市内丸11-1
岩手県医療局医事企画課システム担当
メールアドレス：EA0005@pref.iwate.jp
- (3) 提出方法 別添の意見招請実施要領による

3 仕様書案等の交付

- (1) 交付期間 ・令和7年10月9日(木)から令和7年10月17日(金)までの土曜日、日曜日及び休日を除く平日午前9時00分から午後5時00分
- (2) 交付方法 ・交付期間中に2(2)において、秘密保持誓約書(代表者もしくは責任者の印付きのもの)と引き換えに、仕様書案一式をCDまたはDVDにて交付する。なお、来訪の前に、あらかじめ2(2)のメールアドレス宛て希望日時を送り、アポイントメントをとること。
・また、メールによる仕様書案等の交付を希望する場合、秘密保持誓約書の提出(郵送可)とあわせて、2(2)のメールアドレス宛て、メールによる交付を希望する旨を連絡すること。

4 留意事項

- (1) 本調達案件は予定であり、予告なく中止または内容を変更することがある。
- (2) 本仕様書案の内容は、検討段階のものである。
- (3) 本意見招請に係る意見等(付随する資料等を含む)の作成及び提出に係る一切の経費は、提出者の負担とする。
- (4) 提出した意見等については、構築に関する検討の際の参考とするため、プロジェクト関係者に複製及び配布を行うことがある。
- (5) 提出した意見等(付随する資料等含む)は返却しない。
- (6) 提出した意見等(付随する資料等含む)について、後日ヒアリング、または追資料提出を求める場合がある。
- (7) 本意見招請の目的は、仕様書案について、広く意見を求めるためのものであり、調達において何らかの便宜や約束をするものではなく、提供した意見の反映を約束するものではない。

以上